地球温暖化対策実行計画

（事務・事業編）

2025 年度～2030 年度

釈迦堂遺跡博物館組合

目　　次

1. 背景 …… 1

2. 基本的事項 …… 2
⑴ 目的
⑵ 実行計画の対象となる範囲
⑶ 対象とする温室効果ガス
⑷ 計画期間
⑸ 上位計画及び関連計画との位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況 …… 4
⑴ 温室効果ガス排出量
⑵ エネルギー種別の温室効果ガス排出量
⑶ 温室効果ガス排出量の増減要因

4. 温室効果ガスの排出削減目標 …… 6
⑴ 目標設定の考え方
⑵ 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組 …… 7
⑴ 取組の基本方針
⑵ 具体的な取組内容
① 直接排出における取組
② 間接排出における取組
③ 事業活動の運用における取組

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表 …… 9
⑴ 推進体制
① 釈迦堂遺跡博物館組合地球温暖化対策委員会
② 地球温暖化対策推進責任者
⑵ 点検・評価・見直し体制
① 毎年の PDCA
② 見直し予定時期までの期間内における PDCA
⑶ 進捗状況の公表

１．背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015 年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998 年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての地方公共団体が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、2016 年には、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

これらのことから、釈迦堂遺跡博物館組合（以下「組合」という。）の事務・事業により発生する温室効果ガスの排出量を抑制するため、省エネに努めることとし、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

２．基本的事項

⑴ 目的

組合は、「地球温暖化対策推進法」第 21 条第 1 項に基づき（一部事務組合等の地方公共団体についても、地方自治法第２９２条に基づき、市町村の規定を準用）、事務及び事業により発生する温室効果ガスの排出量を抑制するため、「地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）」（以下「本計画」という。）を策定し、削減に率先して取り組み、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

⑵ 実行計画の対象となる範囲

実行計画の対象範囲は、組合が行う全ての事務・事業とします。

なお、対象施設は次のとおりです。

	事務施設	事業施設
実行計画における対象施設	釈迦堂遺跡博物館	釈迦堂遺跡博物館

⑶ 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスの排出量は、山梨県地球温暖化対策条例第 11 条第 5 項の規定による報告に準じた値を用いるものとします。

⑷ 計画期間

2025 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。

項目	年　度								
	2013	・・・	・・・	2025	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の項目	基準年度			計画開始					目標年度
計画期間				→	→	→	→	→	→

図１　計画期間

⑸ 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び釈迦堂遺跡博物館組合公共施設等総合管理計画に即して策定します。

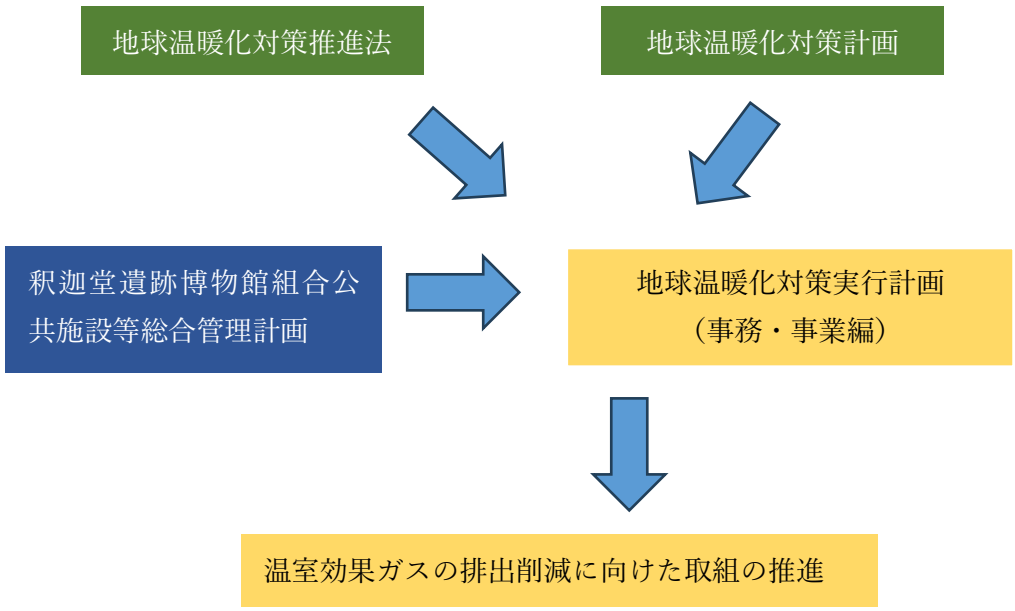


図 2 地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）の位置付け

3．温室効果ガスの排出状況

⑴ 温室効果ガス排出量

本計画で対象とする企業団に係る温室効果ガス排出量の推移については、次のとおりです。

なお、温室効果ガスの排出量は二酸化炭素換算値（ｔ-CO2）にて示します。

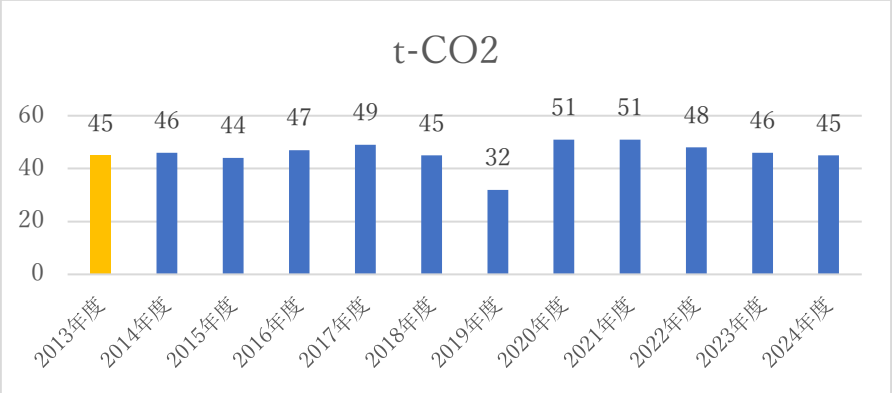


図３ 温室効果ガス排出量の推移

⑵ エネルギー種別の温室効果ガス排出量

５ 年毎の二酸化炭素の排出量は、次のとおりです。

二酸化炭素の排出状況（2013 年度）

二酸化炭素の種類	排出量〔ｔ-CO2〕
燃料	2
液化石油ガス	—
電気	43
計	45

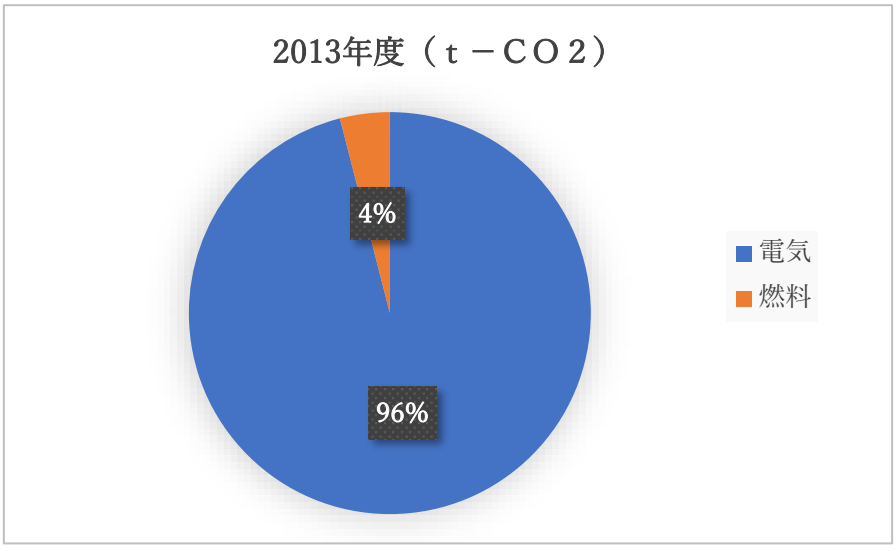


図４ 温室効果ガス排出量の割合（2013 年度）

二酸化炭素の排出状況（2018 年度）

二酸化炭素の種類	排出量〔ｔ-CO2〕
燃料	2
液化石油ガス	—
電気	43
計	45

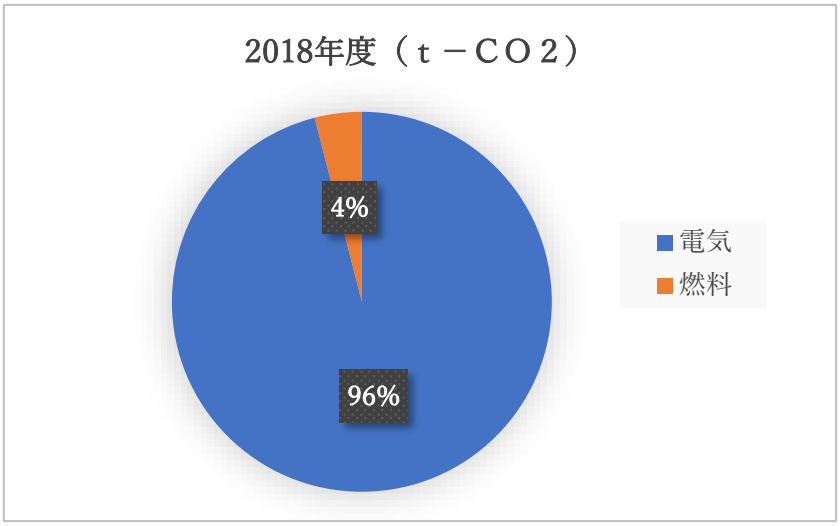


図５温室効果ガス排出量の割合（2018 年度）

二酸化炭素の排出状況（2024 年度）

二酸化炭素の種類	排出量〔ｔ-CO2〕
燃料	2
液化石油ガス	
電気	43
計	45

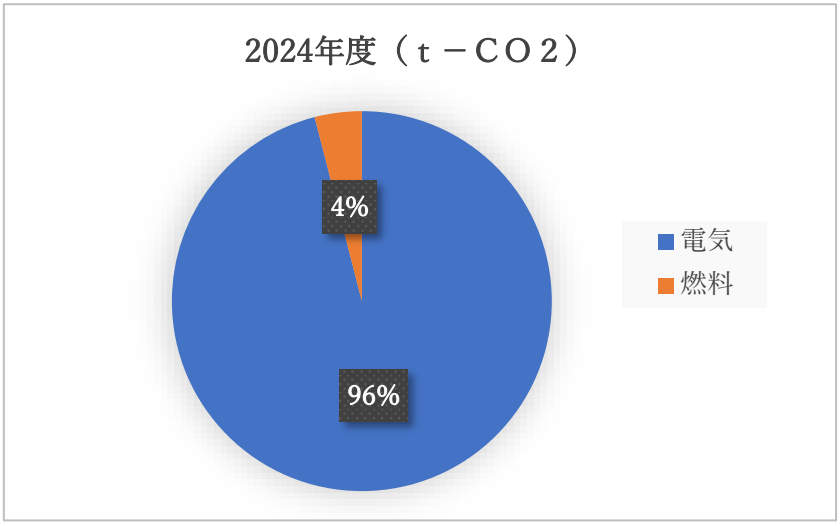


図６温室効果ガス排出量の割合（2024 年度）

⑶ 温室効果ガス排出量の増減要因

本計画で対象とする温室効果ガス排出量の増減要因は、次のとおりです。

① 増加要因

ア 来館者増加による空調設備の運転時間の増加

イ 記録的猛暑に伴うエネルギー消費の増加

② 減少要因

ア 全面改修工事期間（2019 年度）

イ 空調設備の運用方法のマニュアル化

４．温室効果ガスの排出削減目標

⑴ 目標設定の考え方

温室効果ガス排出量の削減目標は達成可能性を考慮して以下のとおり定めることとします。ただし、2019 年度の全面改修工事において照明器具のＬＥＤ化、空調設備の高効率化等は実施済であり、基準年度となる 2013 年度以降においても平均 45t-CO2 と最低限の電力消費での運用を行っているため、大幅な減少を見込めない。そのため、運転管理の効率化・マニュアル化などの具体的な取組を行います。

⑵ 温室効果ガスの削減目標

本計画では、2013 年度における温室効果ガスの排出量を基準年度とし、2030 年度までに 5%の二酸化炭素排出量削減に努めてまいります。

温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	45ｔ -ＣO2	43ｔ -ＣO2
削減率	-	5%

5．目標達成に向けた取組

⑴ 取組の基本方針

温室効果ガスは、エネルギーの消費や製品の使用により排出（以下「直接排出」という。）するだけでなく、製品等の供給の段階でも排出（以下「間接排出」という。）されています。したがって、温室効果ガスの排出を抑制するためには、直接排出に伴う温室効果ガスの抑制や、事業活動における効率的な運用を行うことはもちろん、間接排出に対しても排出抑制に配慮した取組を展開していくことが必要です。

⑵ 具体的な取組内容

当組合では、次の取組を行います。

① 直接排出における取組

ア 電気使用量の削減

・ 照明の使用箇所及び使用場所は必要最小限とする。
・ 会議室やトイレなど使用していない部屋の照明はこまめに消す。
・ 事務室での服装は 年間を通してクールビズ、ウォームビズを励行する。
・ 冷暖房の運転時間及び適正な室温管理を遵守する。
・ 空調機は定期的に清掃・点検する。
・ 給湯器（電気）の適正な温度管理等を行う。
・ パソコンや OA 機器は省電力設定とし、使用しないときはスタンバイ状態となるよう設定する。
・ 不必要な OA 機器は電源を切ることを徹底する。
・ 施設等の改修に当たっては、省電力型の機器の導入を検討する。
・ 設備の効率的な運転を行う。

イ 燃料使用量の削減（燃料）

（燃料）

・ エコドライブを心がけ、不要なアイドリングを防止する。
・ 低公害車両の導入に努める。

② 間接排出における取組

ア 水道使用量の削減

・ 節水を心がける。

イ 紙類使用量の削減

・ ペーパーレスを推進する。
・ 会議資料等の作成部数は必要最小限とする。
・ 両面印刷やページ集約印刷を活用する。
・ 印刷ミスの防止に努める。

ウ ゴミの減量、リサイクルの推進

・ 不必要な消耗品使用量を抑制する。
・ 再利用や交換が可能な物品を購入し、繰り返し使用する。
・ 分別を徹底し、ごみの発生を抑制する。

・ リサイクルの推進を図る。

エ グリーン購入の配慮

・ 環境に配慮した物品等の購入に努める。

③ 事業活動の運用における取組

ア 省エネタイプの設備への変更、設備の効率的な運転

・ 施設等の建設や改修に当たっては、省電力型の機器の導入を検討する。(再掲)

・ 機器の更新時には、エネルギー消費の少ないものを検討する。

・ 設備の効率的な運転を行う。(再掲)

6．進捗管理体制と進捗状況の公表

⑴ 推進体制

本計画を推進するために、事務局長を委員長とする「釈迦堂遺跡博物館組合地球温暖化対策委員会」を設置します。また、「地球温暖化対策推進責任者」を１名配置し、取組を着実に推進します。

① 釈迦堂遺跡博物館組合地球温暖化対策委員会

事務局長を委員長とし、地球温暖化対策推進責任者および事務局員で構成します。

本計画の本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 地球温暖化対策推進責任者

学芸員を地球温暖化対策推進責任者とし、取組を推進するとともに、その状況を委員会に定期的に報告します。

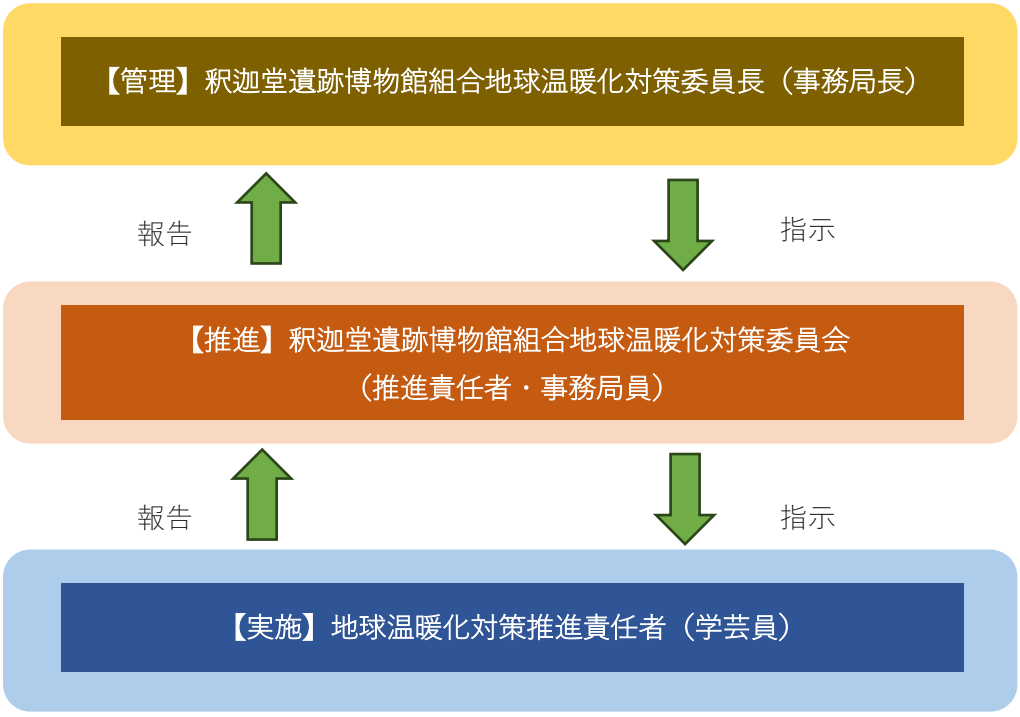


図７事務・事業編推進体制

⑵ 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、本計画の見直しに向けた PDCA を推進します。

① 毎年の PDCA

本計画の進捗状況は、推進責任者が委員会に対して定期的に報告を行います。委員会は毎年 1 回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内における PDCA

地球温暖化対策委員会は毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2030 年度に本計画の改定を行います。

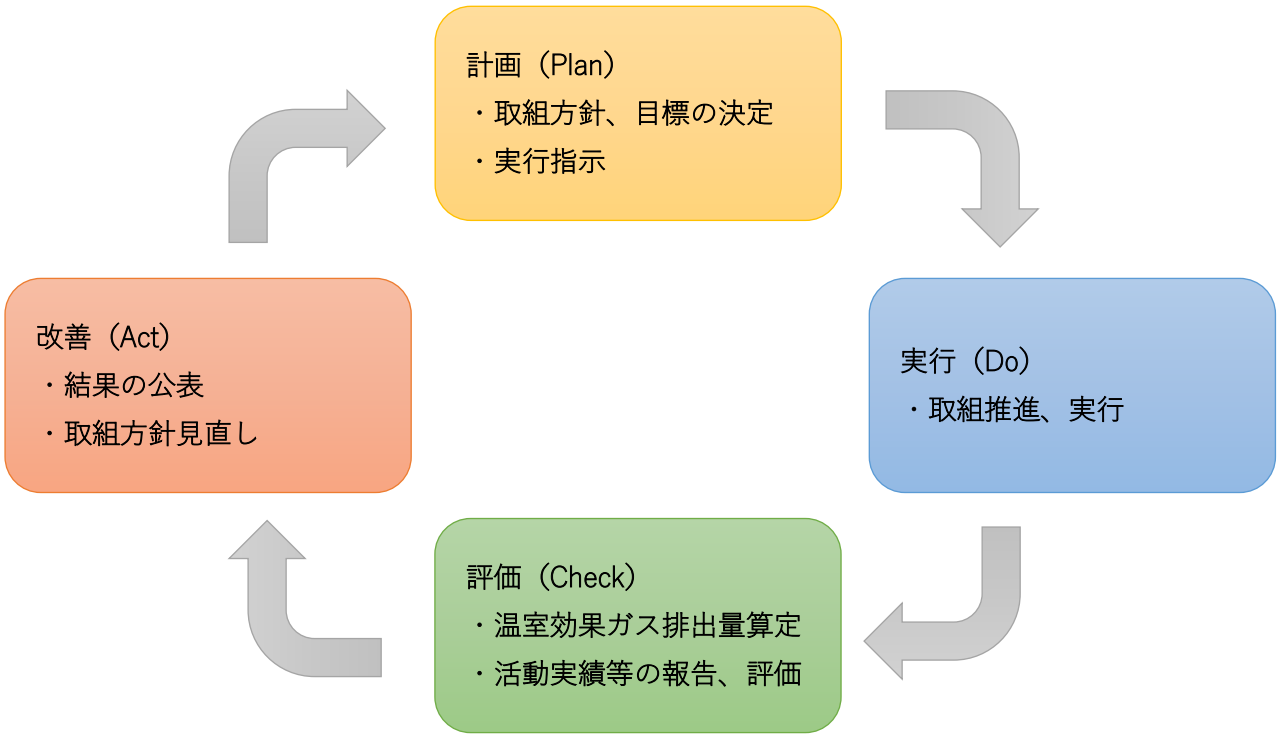


図 8　毎年の PDCA イメージ

⑶ 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、釈迦堂遺跡博物館ホームページ等で毎年公表します。

地球温暖化対策実行計画
令和 7 年 10 月 1 日（策定）

釈迦堂遺跡博物館組合
〒405-0054
山梨県笛吹市一宮町千米寺 764
ＴＥＬ　0553-47-3333
ＦＡＸ　0553-47-3334